

函館市漁協経営強化総合対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、合併等を計画する漁業協同組合（以下「漁協」という。）で北海道漁協経営強化総合対策事業実施要領（以下「道要領」という。）に基づく利子補給の対象とされたものに対し市が行う補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象とする者は、道要領に基づく利子補給事業の対象とされた漁協であって、北海道知事の認定を受けた当該利子補給事業に係る財務改善計画を誠実に実施していると市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条の漁協が道要領に規程する整備貸付金に係る融資機関から借り入れた整備借入金の毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高（当該期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365で除して得た金額とする。）に0.5パーセントの割合を乗じて得た額を予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 第2条に規程する漁協で補助金の交付を受けようとするものは、毎年1月6日から同月末日までに、前年1月1日から12月31日までの期間の補助金に関する計算書（別記様式1号）を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付時期)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において補助金の交付を決定したときは、当該申請があった年の3月末日までに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた漁協が財務改善計画を誠実に実施していないと認めるとき、または財務改善計画に則した合併等が行われないとき、もしくは行われることが困難であると認めるときは、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(補助金の交付申請、決定等)

第7条 補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(補足)

第8条 この要領に定めるものほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成9年12月18日から施行する。
- 2 補助金の額の算定基礎となる整備借入金の融資残高については、平成10年1月1日以後のものとする。

平成 年度補助金に関する計算書

補助金計算書

資金の種類	前年1月1日 借入残高	前年12月31日 借入残高	借入平均残高 (A)	利子補給率 (B)	補助金 (A) × (B)	備考
整備借入金	円	円	0.5%	円		